

雇用・能力開発機構が実施した
「キャリア・コンサルタント養成講座」修了者の方へ

～キャリアコンサルタント国家資格化に伴う経過措置のご案内～

キャリアコンサルタント国家資格化等を盛り込んだ「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）」が、平成27年9月11日に成立、同年9月18日に公布されました。

また、キャリアコンサルタント国家資格化の詳細を定める政令が平成27年12月16日に、省令が同年12月28日にそれぞれ公布されました。

当該法律等の公布により、キャリアコンサルタント国家資格化については、平成28年4月に施行される予定となったところです。

雇用・能力開発機構が実施した「キャリア・コンサルタント養成講座」の修了者については、経過措置として、平成28年4月から5年の間に、キャリアコンサルタントの登録を行っていただくことにより、キャリアコンサルタントになることとなりました。

「キャリアコンサルタント国家資格化」の詳細については、厚生労働省のホームページにおいて、案内がされていますので、以下のURLからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000104890.html>

なお、キャリアコンサルタント国家資格の登録機関や手続き等については、追って上記ホームページから案内がされる予定になっています。